

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	省令(案)又は訓令(案)の修正
1	自衛隊法施行規則第二十二条において「これらの試験の方法」と規定しているが、直前までにおいて1つの字句として「試験」や「試験の方法」が規定されておらず、これらで指し示している「筆記試験」「身体検査」「口述試験」はいずれも「(採用試験の)方法」として規定しているため、「これらの方法」や「これらの採用試験の方法」と規定するのが適切ではないか(この点、現行の同令第二十二条第二項においても「前項に規定する試験の方法」と規定しているが、こちらも「試験の方法」という規定していない字句を規定すると引用しているため本来適切ではない。) また、「・・・の採用試験の方法は・・・とし、・・・これらの試験の方法のほか・・・試験を行うことができる。」という構文になっているが、前段部分は「採用試験の方法はこれらのもの(筆記試験、身体検査及び口述試験)とする」という「方法」の内容を規定しており、後段部分の冒頭においても「採用試験の方法『のほか』」と、前段部分で規定された「方法」とは「別の方法」を定めるような前置きをしているが、その後に「別の方法」を規定するのではなく「試験を行うことができる」と権能を規定するのは、日本語の文章としておかしいのではないか。	自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第22条第1項後段において、「防衛大臣が必要と認める場合」には、同項各号に掲げる隊員の区分に応じて筆記試験、身体検査及び口述試験以外を行うことができるところ、同条の見出しを踏まえ端的に「試験の方法」と規定しています。 また、同令第22条第1項前段は、採用試験の方法として筆記試験、身体検査及び口述試験を規定し、同項後段は、防衛大臣が必要と認める場合に、これら以外の試験の方法として適性検査や適応能力試験などを行うことができることを規定するところ、同項第1号の適性検査及び経歴評定、同項第2号の適応能力試験、討議試験及び体力試験は、いずれも「試験」であることから、「当該各号に定める試験」としており、同項の構文は適切と考えています。	なし。
2	徴兵反対。 戦争反対。 軍国化反対。 平和憲法を守れ。 「身体検査の必要性を再度検討」したと言うが、何をどう検討して不要としたのか、理由が一切示されていないではないか。 国民に何も説明できない様な秘密武力組織は、国民にとって有害でしかない。 法案撤回および 根本的な自衛隊制度の廃止を求める。	本改正は、防衛省専門職採用試験における身体検査について、他の採用区分と身体検査の取扱いに差異が生じていることに伴い、必要性を再度検討した結果、試験の方法から身体検査を削ることとしたものです。 また、御意見の「根本的な自衛隊制度の廃止」については検討しておりません。	なし。
3	身体検査の廃止ということだが、背景に「女性入隊員への屈辱的な検査」が有るという指摘が、報道などでされて	防衛省では、ご指摘の「女性入隊員への屈辱的な検査」は実施しておりませ	なし。

	いる。 改定案には全く理由が示されておらず、しかも「任意の検査は可能」となっている。 これでは、屈辱検査の防止には ならないのではないか。 法解釈が悪用されない様、立法事実（改定の理由・目的）を示すべきだ。	ん。	
4	本件に賛成します。その上で次の点を推奨します。 (1) 当該改善による定量的効果を事後検証すること (2) 必要に応じて再度の改善（訓令改正等） も行うこと (3) 引き続き法令等のシンプル化を進めること	いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。
5	防衛省における事務官等の採用は、人事院の各種試験合格者からの採用も並行して行っていると承知していますが、当該採用者について、防衛省で独自に身体試験を実施していない、との理解でよいでしょうか。 また、「身体検査を含む採用試験を行っているのは防衛省専門職員採用試験のみ」とありますが、他の採用で身体試験を行っていないことが即ち防衛省専門職員採用試験で身体試験を廃止することの合理的な理由にならないのでしょうか。他の一般職公務員とは異なり、防衛省の事務官等は、防衛省・自衛隊というわが国で類例を見ない実力組織に所属しており、服務の宣誓も行っています。そのため、実際に部隊行動に従事する自衛官ほどの身体能力は必要なくとも、（災害派遣等の際の）部隊への随行や後方での困難な業務に従事することはあり得ると認識しています。これらを踏まえても、身体検査を要しないと判断した理由を詳細に説明ください。	国家公務員採用試験からの採用者につきまして、規則上、身体検査を実施する定めはございません。 また本改正は、防衛省専門職採用試験における身体検査について、他の採用区分と身体検査の取扱いに差異が生じていることに伴い、必要性を再度検討した結果、試験の方法から身体検査を削ることとしたものです。	なし。
6	先祖代々日本国籍者のみとし、君が代が歌える人だけ採用にしてください	本改正は、防衛省専門職採用試験における身体検査について、他の採用区分と身体検査の取扱いに差異が生じていることに伴い、必要性を再度検討した結果、試験の方法から身体検査を削ることとしたものです。	なし。
7	今回の採用制度の見直しに当たり、私が最も重要と考えるのは、国防を担う組織として安全保障上のリスクを徹底的に排除することです。	いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。

	採用手続の効率化や人材確保は重要ですが、それによって採用審査が緩和されることがあってはならないと考えます。自衛隊は国家の安全保障を担う組織であり、不適切な人物や外国勢力の影響を受ける者が入り込むことを防ぐため、身元確認や適性審査、継続的なセキュリティチェックなどの監視・精査体制を一層強化していただきたいと思います。 また、国防に関わる職務の特殊性を踏まえ、採用における国籍要件については慎重かつ厳格な運用を維持することが必要であると考えます。国民の信頼を得るためにも、安全保障上の観点を最優先とした制度設計を希望します。 一方で、人材確保を進めるためには、採用制度の見直しだけでは十分ではありません。給与や各種手当、宿舎や食事などの生活環境、勤務環境、家族支援、退職後の再就職支援など、自衛官が安心して長く勤務できる待遇改善も同時に進めるべきです。 さらに、自衛隊の役割や社会への貢献を正しく伝える、透明性の高い広報活動を充実させることも重要だと考えます。災害派遣や国防への貢献、日々の訓練や活動内容を積極的に発信し、自衛隊という職業に誇りと使命感を持てる環境を整えることで、若い世代が自然と関心を持ち、志願したいと思える組織づくりにつながることを期待します。採用人数を増やすことだけを目的とするのではなく、安全保障、人材の質、待遇改善、そして国民からの信頼を総合的に高める制度となるよう要望いたします。		
8	自衛隊法施行規則等の一部改正案に対する賛成意見 今回示された「自衛隊法施行規則の一部改正案」並びに「事務官等の採用試験等に関する訓令の一部改正案」及び「任期付隊員の採用手続等に関する訓令の一部改正案」について、私は賛成の立場から意見を述べます。 まず、本改正案の中心となっている「事務官等の採用試験における身体検査の見直し」については、極めて合理的であり、現場の実態に即した改善であると考えます。従来、事務官等の採用において、自衛官と同一の枠組みで身体検査が課されていたため、事務職として十分に勤務可能であるにもかかわらず、医学的な基準によって不合格となる事	いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。

例が存在していました。視力、心疾患、てんかん、喘息、運動機能の制限、色覚など、いずれも事務職の業務内容と直接的な関連性が薄いにもかかわらず、身体検査によって採用が左右される状況は、行政としても人材確保の観点からも望ましいものではありませんでした。

現代の行政機関では、合理的配慮や補助機器の普及により、身体的な制限があっても十分に職務を遂行できる環境が整いつつあります。視力の問題は拡大読書器や画面拡大ソフトで補えますし、色覚異常は事務職の業務にほとんど影響しません。車いすの職員が文書管理や窓口業務を担当している例は、警察署や自治体でも広く見られます。防衛省においても、事務官等の業務は文書作成、会計、物品管理、庶務などが中心であり、身体能力よりも正確性、倫理観、情報管理能力が重要です。今回の改正は、こうした現場の実態と社会の変化を踏まえた、極めて妥当な制度改善だと評価します。

一方で、採用において本当に重視すべきは「身辺調査」や「適性検査」であると考えます。防衛省や自衛隊は、国の安全保障に関わる機密情報を扱う組織であり、身体能力よりも「信用できる人物かどうか」が最も重要です。反社会的勢力との関係、重大な犯罪歴、情報漏洩のリスク、極端な経済的困窮、多重債務、ハラスメント歴など、組織の信頼性を損なう可能性のある要素については、身体検査よりも慎重な確認が必要です。今回の改正案では、身体検査の簡略化とともに、適性検査や経歴確認を適切に実施できるよう制度が整理されており、この点も高く評価できます。

また、任期付隊員の採用手続きの明確化についても賛成します。専門知識を持つ民間人材を柔軟に採用できる制度は、防衛省の業務効率化や専門性向上に寄与します。採用手続きが明確化されることで、応募者側の不安が減り、より多様な人材が防衛省に参画しやすくなると考えます。

総じて、本改正案は「身体的条件で人材を排除する時代から、適性と信頼性を重視する時代への転換」を象徴するものです。防衛省の業務は多岐にわたり、事務官等の役割は今後ますます重要になります。身体的な制限があって

	も、適所で能力を発揮できる人材は必ず存在します。今回の改正によって、より多様な人材が防衛省で活躍できる環境が整うことを強く期待します。 以上の理由から、本改正案に賛成します。		
9	本改正案の施行期日は、事務官等として採用されることを希望する国民にとって極めて重要であるが、本意見募集手続においては空白をもって伏せ字とされ、かつ「P」とされている。 これでは命令等の案が具体的かつ明確に示されているとは到底言えず、行政手続法第39条第2項に違反する。 施行期日を明らかにして意見募集手続をやり直すべきであり、このまま意見募集手続が継続されるのであれば、本改正案に反対する。	本改正の施行予定日は、概要（省令）及び概要（訓令）に記載しておりますので、命令等の案が具体的かつ明確に示されていないとのご指摘には当たらないと考えております。 なお、意見募集の受付締切時点で、令和8年9月1日を施行予定としております。	なし。
10	「防衛庁訓令」等の改正にあたり、自衛官および防衛省職員の採用手続における適性評価および身元確認の厳格な運用について意見いたします。 自衛隊は我が国の防衛と安全保障を直接担う重要組織であり、その隊員・職員の採用にあたっては、身体的適性だけでなく、安全保障上の信頼性が極めて厳格に担保されなければなりません。採用手続や試験区分の見直しにあたっては、以下の点を徹底・明確化することを強く要望いたします。 1. 身元・適性審査の厳格な実施と要件化 採用試験のプロセスにおいて、単なる筆記・口述・身体検査にとどまらず、適性検査および経歴・身元確認（国家安全保障上のリスクの有無に関する審査）を厳格に実施・継続すること。 2. 国籍要件および身元確認の徹底 自衛官等の任用にあたっては、日本国籍の保有を前提（帰化対象外）とし、適性評価において国家安全保障上の観点から十分なチェックが行われる体制を維持・強化すること。 我が国の防衛機能を揺るぎないものとし、国民の信頼を確保するため、採用基準および適性審査の厳格な運用を強く求めます。	いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	なし。